

※赤字部分を更新(0608)

| | 水泳授業 | 土曜授業 | 夏休み |
|------|---|--|---|
| 台東区 | (2) 学校園行事等について(5月22日時点) ア 中止とする行事等 水泳指導 | | |
| 品川区 | 夏季休業中を含め実施しない | 1学期は実施しない | 令和2年8月1日(土)から令和2年8月23日(日)まで |
| 足立区 | 今年度のプール指導は行わない。 | | 8月8日(土曜日)から8月23日(日曜日)まで(16日間)に短縮する。 |
| 練馬区 | 水泳学習は中止します | 7月以降の土曜日について、第2土曜日以外でも授業日となることがあります。各校の土曜授業の設定については、学校の状況によって異なります | 8月1日から23日までを基本とすることを予定しています |
| 板橋区 | (5) 心臓や腎臓疾患、結核、内科、眼科、耳鼻咽喉検査などの定期健康診断が実施できない場合には、水泳指導は実施しません。 | 1学期は、土曜授業プラン等の公開や、部活動の対外試合や合同練習は実施しません。 分散登校期間(6月第2週まで)は、土曜授業プラン等は実施しません。 | 8月1日(土曜日)から8月24日(月曜日)までに短縮する予定 |
| 荒川区 | [幼・小・中] 体育水泳、夏休みプール(1学期中に健康診断が実施できないため中止) | | 8月8日(土曜)から8月23日(日曜)を夏季休業期間 |
| 江戸川区 | | | 8月8日(土曜日)から8月24日(月曜日) |
| 北区 | | 6月から実施します | 8月1日(土曜日)～8月23日(日曜日) |
| 新宿区 | | 9月以降は、土曜日に半日授業を月2回程度実施します。 | 8月8日(土曜日)から8月24日(月曜日)まで |
| 杉並区 | プールの衛生管理等児童生徒の定期健康診断が2学期以降に実施されることに伴い、例年、学校薬剤師等が実施しているプールの水質検査は実施しない。 | 土曜授業の実施について令和2年度は、通常の授業を行ってもよいこととする。夏季休業期間の短縮や土曜授業の月2回までの設定等の工夫により授業時数を確保 | 8月1日から8月23日までとする。 |
| 墨田区 | 今年度は中止の予定です | 6月から3月(8月を除く)まで月2回、合計18回実施します。小・中学校では、毎回、授業時数を4時間とし、教科等の授業を優先して行います。 | 8月1日(土曜日)から8月23日(日曜日)まで |
| 世田谷区 | 水泳授業の実施前に行う必要がある内科、耳鼻科、眼科などの健康診断が実施できていないことなどから、令和2年度は水泳の授業は行わないことを基本とし、令和3年度の体育の授業において水泳の時間を増やすこととします(夏休み期間中のプールについても実施しない)。 | 9月以降、月1回の土曜授業を月2回に変更します | 夏期休業期間(7月21日～8月31日)のうち、7月21日から7月31日まで(休日2日間を含む)について、授業を実施します。 |
| 千代田区 | 水泳指導を行わないものといたします | | 8月1日(土曜日)～8月23日(日曜日) |
| 中央区 | | 原則、毎月2回実施します。 | 8月1日(土曜日)から8月23日(日曜日)まで |
| 港区 | | 6月中は、土曜授業を行いません。 | 8月1日(土)から8月24日(月) |
| 目黒区 | 令和2年度の水泳指導は中止とします。 | 振替休業日を設定しない土曜授業を、月に1回から2回実施します。 | 8月1日(土曜日)から8月24日(月曜日)とします。 |
| 文京区 | | | 8月1日(土曜日)から8月23日(日曜日)まで |
| 葛飾区 | | | 8月8日から8月24日まで |
| 杉並区 | | 土曜授業を月2回まで設定 | 8月1日から8月23日まで |
| 千代田区 | 水泳指導を行わないものとする | | 8月1日(土曜日)～8月23日(日曜日) |